

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第5号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則  
食品衛生法施行細則（昭和32年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">营 業 許 可 証</p> <p>氏名 (法人にあっては、その名称)</p> <p>営業所所在地</p> <p>営業所の名称、 屋号又は商号</p> <p>営業の種類</p> <p>食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。</p> <p>有効期間            年 月 日から            年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県            保健所長            印</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。 この処分に対する取消訴訟については、香川県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。</p>	<p>第1号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">营 業 許 可 証</p> <p>氏名 (法人にあっては、その名称)</p> <p>営業所所在地</p> <p>営業所の名称、 屋号又は商号</p> <p>営業の種類</p> <p>食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。</p> <p>有効期間            年 月 日から            年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県            保健所長            印</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。 この処分に対する取消訴訟については、香川県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。